

【寄 書】

中林真幸氏の「享保元文農地法の成立——市場拡大と社会的安定の平衡——」に対するコメント

渡 辺 尚 志

中林真幸(以下、著者とす)「享保元文農地法の成立」(以下、論文とす)に関して、「4.2 流地の請戻」における史料解釈に絞ってコメントする。4.2節で中心的に取り上げられた南生実村の事例について、著者はそれが半頼納に関わるものだという認識のもとに議論を展開しているが、その認識の基礎となる史料的根拠が示されていないというのが、本コメントで指摘したい点である。

村外地主と村との諸役賦課をめぐる問題においては、半頼納が原因となっている場合もあれば、他のさまざまな理由による場合もある(半頼納でなくとも、村外地主の滞納・未納によっても諸役務めに支障は生じる)。したがって、示された事例が半頼納に関わるものだと断定するためには、①村外地主の所有地が半頼納状態にあること(半頼納契約が結ばれていること)、②当該事例の両当事者が、その事例が半頼納に関するものだと認識しつつ行動していること、の2点について、それらが史料のどの箇所に記載されているかを明示する必要がある。本論文では、それがなされていない。

南生実村の事例の検討に先立って、検討に重要な示唆を与えてくれる関連事例を提示したい。それは、南生実村の近隣に位置する押沼村と野田村の争論の事例である(この事例については、渡辺『近世の豪農と村落共同体』東京大学出版会、1994年、を参照)。この事例は、嘉永2年(1849)に、押沼村側が、押沼村に土地を所有する野田村の地主に対して、地主が負担すべき伝馬役を、従来の金銭ではなく、正人馬で務めるよう求め、それを拒否した野田村の地主と争論になったものである。

この争論においては、野田村の地主は年貢諸役をきちんと務めていると主張し、押沼村側もその点については争っていない。この争論は幕府勘定奉行所で審理されたが、そこでも半頼納かどうか問題に

された形跡はない。よって、この争論は半頼納に関するものではないことがわかる。

この争論で争点となっているのは、半頼納の問題ではなく、村外地主の所有地にかかる伝馬役を正人馬で務めるか金銭で支払うかという納入方法の問題である。そこでは、村外地主が伝馬役を務めること自体は前提になっているのであり、この事例から半頼納が存在しなくても伝馬役務めに支障が生じる場合があることがわかる。

しからば、半頼納が存在しないのに、何ゆえ伝馬役務めに支障が生じるのか。押沼村がその理由としてあげているのは、人口減少と不作による村民の困窮である。村外地主から伝馬役相当分の金銭を押沼村が受け取っても、人口減少によって、その金銭をもらって実際に伝馬役を務める村民がいないために伝馬役務めに支障が生じているのである。これは、村請制のもとでは、村に課された伝馬役を正人馬で差し出すところまでが村の責任であることを示している。

すなわち、この事例は、①村に課された伝馬役については、村の責任で正人馬を差し出す必要があり、金銭を納めれば済むという問題ではないこと、②半頼納が存在しなくても伝馬役務めに支障が生じる場合があること、③支障が生じる原因は村の人口減少にあること、を示している点で重要である。

以上の押沼村と野田村の争論の事例を念頭に置きつつ、以下、南生実村の事例について検討したい。論文では、南生実村が伝馬役の納付に支障を来していること自体が半頼納の存在を示していると主張されている。しかし、前述した押沼村の事例で明らかのように、伝馬役務めの困難は半頼納以外の原因によっても生じ得る。史料17で、伝馬役務めが困難になっている最大の原因として南生実村があげているのは村の人口減少による労働力不足であり、村外

地主の所有地が半頼納状態になっているといったことはどこにも述べられていない。この点は、この事例に関する他の関連史料においても同様である(前掲渡辺著書を参照)。したがって、南生実村において伝馬役務めが困難になっているという事態については、人口減少による労働力不足の問題を中核に据えた説明が必要である。

史料17の記述と押沼村の事例を総合的に勘案すると、次のように理解できる。越石の増加と、潰百姓の発生による人口減少が、伝馬役不勤発生の根本原因である。村外地主は伝馬役を正人馬ではなく金銭で南生実村に納入する。これは、押沼村の事例からわかる。南生実村は、村外地主から受け取った金銭を自村民に払って伝馬役を務めてもらわなければならない。正人馬を差し出すところまでが村の責任であり、金銭を篠崎弥兵衛に渡せば、彼が南生実村の代わりに人馬を雇ってくれるなどということはない。これも、押沼村の事例から明らかである。ところが、南生実村では、人口減少のため、村に伝馬役を務めるのに十分な人数の成人男子がおらず、その結果伝馬役不勤が発生しているのである。村外地主から伝馬役相当分の金銭をもらっても(つまり半頼納ではなくても)、その金銭で伝馬役を務める人間がいないことが不勤の原因なのであり、これは半頼納とは無関係である。

また、南生実村を含む村々の伝馬役差配の統括責任者である篠崎弥兵衛が、半頼納という違法行為を行なって、南生実村の伝馬役務めを困難にしていたということは考えにくい。自らの管轄下にある村において伝馬役不勤が発生すれば自己の監督責任を問われることになるからである。しかも、それが自身の違法行為によるものだとすればなおさらである。

史料17の締結まで時間がかかったのは、地域有力者の篠崎弥兵衛であっても、300両という大金を南生実村のために拠出するというのは即断できるような問題ではなく、また南生実村に対してそのような救済措置をとれば、類似の事情を抱える村々からも同様の要求が出される可能性があり、そうした波及効果をも考慮すると、決断には時間がかかったということであろう。以上が、史料文言と類似事例の参照から導かれる、もっとも妥当な解釈である。このように、この事例は半頼納の問題ではないから、南生実村が篠崎との交渉材料に幕府法の半頼納規定

を利用したなどということはありません。当然史料のどこにもそのような記述はない。

しかし、篠崎は、最終的には、南生実村の百姓たちの暮らしを成り立たせるために、史料17のような救済措置に踏み切ることを選択した。史料17や他の関連史料において、南生実村は、このままでは「村方相続」が困難であると繰り返し主張して、篠崎の「助成」を求めている。近世においては、「百姓成立」を保障するために「御救い」を実施するのは治者の当然の責務とされており(深谷克己『百姓成立』塙書房、1993年、など)、南生実村側はそうした観念を踏まえて、村一丸となって、このままでは村全体が立ち行かなくなり(「村向難渋」、以下カギカッコ内はすべて史料文言)、それは年貢や伝馬役の不納という幕藩領主にとっても看過できない事態をもたらすと訴えているのである。百姓成立の実現が治者の責務だという論理は近世の社会通念を形作り、強い訴求力を有していた。南生実村は、この論理を前面に出して、「村方相続」「村方行立」のための「助成」「御救ヒ」を求めているのである。これが、史料から確実に読み取れる南生実村側の主張である。南生実村は特定の法令に依拠するのではなく、より大きな近世の社会通念、治者・富裕者が果たすべき当為を根拠に要求実現を図ったのである。

こうした観念は篠崎のような、割元名主を務め苗字を名乗るなど治者の末端に列なる者にも当然共有されていた。また、南生実村の復興は、伝馬役の円滑な遂行という篠崎弥兵衛自身の職務にとってもプラスであった(「御役儀之冥加」)。篠崎は、「御救ヒ」の実行によって得られる名望(「御実意深き事一同は不及申後年ニ至候者共もひとしく得と相弁ひ」)、伝馬役の円滑な遂行、「御家名御相続」の実現といったメリットと、多額の経済的負担と南生実村における所有地の喪失といったデメリットを勘案した結果、南生実村に対する「助成」の実行を選択した。

そうした両者の意向が交差した結果として史料17は作成されたのである。南生実村の事例は、本コメントで述べたように理解するのが、史料文言に即した妥当な解釈である。

論文については他にも述べたい点があるが、紙幅の制約があるため別稿に譲りたい。

(一橋大学大学院社会学研究科・社会学部)